

歌志内市議会会議録

第3日目（平成24年6月14日）

---

（午前 9時54分 開議）

開 議 宣 告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則により、会議録署名議員に4番下山則義さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、湯浅議員外からの意見書案8件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は7名の出席であります。なお、梶議員については遅参する旨の報告を受けております。

以上で報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（山崎数彦君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

質問順序5、議席番号5番原田稔朗さん。

一つ、歌志内市住宅改修促進助成要綱について。

一つ、第5次歌志内市基本構想について、以上、2件について。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） おはようございます。

大きい2件について質問をさせていただきます。

まず、1番目でございますけれども、歌志内市住宅改修促進助成要綱について。

①この要綱は、平成21年7月21日、要綱第16号で制定され、その後、22年5月17日及び23年9月1日で改正されております。これを見ますと、要綱から訓令になったのはどんな理由なのかをまずお伺いをしたいと思います。また、その改正内容は、どこがどのように改正されたのか伺いたいと思います。

②これらのたぐいのものは、要綱ではなく条例事項ではないのかと私は思います。これは、同じようなことで前回、住宅取得等促進助成要綱でも質問をいたしております。

③23年9月の改正は9月1日となっておりますけれども、なぜ9月1日に改正する理由があったのか。また、効力を28年3月31日までとした根拠は何かをお伺いいたします。

④これらの事項、改正事項も含めてについては、本市としては大きな政策と思いますが、なぜこのようなことを市政執行方針で述べなかったのかをお伺いいたします。

⑤市政執行方針にもない、また要綱であるので議会として論議をすることが全くございません。余りにも議会軽視ではないかと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

⑥この内容等については、住民にどのような方法で情報を提供したのかをお伺いいたします。

大きい2番目、第5次歌志内市基本構想について。

市長は、毎年市政執行方針で第5次歌志内市基本構想に掲げる「いきいきと、みんなで創る心ふれあうまち」の実現に向け、誠心誠意取り組む決意であると述べております。この基本構想は、平成18年度から平成27年度までで、平成18年1月25日に議会で議決をしております。

そこで、①でございますけれども、計画策定後の社会経済情勢の変化に対応し、市政の実効性を向上させるため、基本計画について見直しを行い、後期基本計画（5年後）を策定しなければならないと思っておりますけれども、その対応はどのようになっているのかをお伺いいたします。

②これに伴い、実施計画を3年ごとにローリング方式で策定することになっておりますけれども、これもどのようになっているのかをお伺いいたします。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私から、1番目の歌志内住宅改修促進助成要綱につきましての御答弁をさせていただきます。1から6までにつきまして関連がございますので、一括してお答えいたします。

①の要綱の改正内容等につきましては、平成22年5月17日の改正は定義の一部改正で、床や内壁または天井の塗装、車庫、物置、または塀等の外構工事を加え、助成対象の拡充を図ったものであります。

また、平成23年9月1日の一部改正につきましては、耐震改修促進計画の策定に伴いまして、同計画の計画期間との整合性を図るため、本要綱の期限を平成24年3月31日から平成28年3月31日まで延長するほか、住宅の除却及び耐震改修を加えるとともに、対象となる改修工事の下限額につきましても50万円以上から30万円以上に引き下げ、耐震改修工事に

限りましては助成金額を100万円以上の工事に対し20%、30万円を限度として助成するなど、さらに市民が利用しやすい制度内容へ改正したもので、これらの助成対象工事等の拡充につきましては、本年4月1日適用としたものであります。

また、要綱から訓令になった理由につきましては、法令関係を所管している総務課において、例規の事務処理上必要なことから、平成23年9月1日、訓令第13号として整理されたところであります。

次に、②についてでございますが、本市におきましては、これまで補助金や貸付金等の取り扱いを含め、行政内部の事務手続を規定する例規については要綱として定めてきており、本要綱につきましても、補助対象工事や交付申請手続き及び申請様式などを規定することから、条例とはせず要綱として制定したものであります。

次に③についてであります。平成23年9月に改正を行ったことにつきましては、早目の準備として当所管で作業を進めたことによるものであります。また、平成28年3月31日までとしたのは、①の御質問でお答えいたしました内容のとおり、耐震改修促進計画の計画期間と整合性を図ったことによるものであります。

次に、④についてであります。平成21年から行われている助成事業でありまして、十分活用が図られていることから、市政執行方針はあえて政策として記述しなかったところであります。

次に⑤の議会とのかかわりにつきましては、平成21年7月の補正から今日まで、常任委員会や議会の本会議において、条件緩和や対象額に対する助成制度の見直しについて御質問や御意見をいただきながら改正を行ってきており、議会での議論をもとに対応してきたものと認識しております。

次に、⑥についてであります。本年4月1日号の広報への折り込みや、市のホームページに掲載して住民周知を図るとともに、町内会連合会との情報交換会でも説明を行っております。さらに、建設協会との連携により、市民から改修や解体の相談があった場合に、この助成制度の活用についてPRに努めるようお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 私のほうから、大きな件名の2件目、第5次歌志内市基本構想について、①、②についてお答え申し上げます。

初めに、①でございます。

第5次歌志内市基本構想につきましては、平成16年9月、中空知地域合併協議会の解散後、本市のまちづくりにおける新たな方向性及び目指すべき姿を定めることを目的に、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間として策定しております。また、基本構想で示す6本の施策大綱の実現に向けては、基本計画を同時に策定し、計画開始から5年をめぐり、社会情勢等の変化を勘案しながら前期計画の見直しの必要性について判断の上、後期計画の策定について検討することとしております。

しかし、本計画初年度の平成18年度に発生しました空知産炭地域総合発展基金からの不適切な長期借入問題により、財政再建団体への転落を回避するため、急遽、平成23年度までを計画期間とする財政健全化計画を策定し、財政の立て直しを本市の最優先課題として取り組んできたところであります。

このため、後期基本計画策定の検討につきましても、財政健全化計画の終了を待って行うとともに、計画の見直しを検討する上で重要なポイントとなります人口数につきまして、平成2

2年国勢調査の数値を計画に反映させることや、定住対策の推進、消費生活の確保、高齢者対策など、市民生活の向上に向けた施策の掘り起こしなど、健全化計画を終えた本年度、庁内における検討を踏まえ、総合開発審議会を開催し意見等をお聞きしながら見直しについて判断してまいります。

次に②でございます。実施計画につきましては、基本構想、基本計画をより具体的に推進するために策定するものであり、予算編成の指針とすべく、基本的には毎年度3カ年の事業をローリングしながら年度別の事業を集約し、これをもって実施計画としているところであります。これまでの実施計画では、極めて厳しい財政状況により事業の変更が生じてくるため、行財政改革推進計画や財政健全化計画などとの整合性を図る観点から、毎年度策定している普通建設事業調べにより、5カ年の事業内容及び事業費等の把握に努めております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 順次、再質問をさせていただきます。

今の答弁を聞きました。特に23年の9月ですか、要綱を改正しているわけでございますけれども、この中で恐らく住宅の除却、それから耐震の改修工事ですか、これが主な改定の理由ではないかと思っているのですけれども、どうですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） そのとおりでございますが、50万円から30万円を対象にしたという部分についても、その部分も含めております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） なぜ私、先ほどのような質問をしたかということなのですかけれども、今、耐震化の補助といいますか、それから空戸の除却、こういうものは国、道を挙げてやっている政策だと私は思っているのです。

それで、先ほど言ったように、市政執行方針にもない、なぜこういう重大な政策について、額は別ですが、なぜこういう重大なことにもかかわらず、市政執行方針に載せなかったのかと、こういうことなのです。ということは、市政執行方針に載せれば、内容は別にしても一般市民向けには、今回の議会でこうこうこういうことがありましたと、あるいは市政執行方針でこう述べましたと、教育行政でこう述べましたと、こういうことで広報に載るわけですよ。そうしないと、前にもある議員が市民に対しての情報提供がなっていないのではないかと、という質問もありましたけれども、私もそう思うのです。一般市民が関心を持つような、使う使わないは別ですよ、政策として私は聞いているのですけれども、そういうことでいいのかと。

先ほど、答弁の中で、それぞれ議会とか委員会で報告したと、こう言っています。私ずっと調べました。そして、これは21年7月21日に、先ほども言いましたように、要綱第16号で制定をしております。それで、21年7月28日に臨時会を開いております。この臨時会のときに予算として提案されたのです。それで私が、この予算として提案されたときに、やりとりはかなりやって、要綱ないのですかと、この予算を執行するためには少なくとも条例で見たことも私は記憶がなかったので、少なくとも要綱はあるでしょうと、こういうことを言いました。そうしたら、これはやりとりをやっている最中に、最後のほうですけれども、それではありますので配りますということで、そのときに配っていただきました。これは案として配っていただいたものです。それで私、そこでまた質疑をしまして、今配られたって、3ページか4ページ、これを見てすぐ質疑に入れませんかよということと言ったはずでございます。

それから、22年5月21日、社会建設常任委員会で一部改正の報告がありました。それか

ら22年11月29日、これも社会建設常任委員会に付議事件として21年と22年の11月までの相談と申請状況の報告がございました。こういう経過でございます。そういうことの経過で来ているはずで。

ですから、私は、それでなくても歌志内はマスコミを使うのは非常に下手だなと思っているのですけれども、もう少し、やはり歌志内市としてこういうことをやるのだよと、先ほども言いましたように額は別です、政策としてやらないと、私はこれ、もしそういうことで市政執行方針であれば、議会としても質疑があったでしょう。そういうことをやらないと、歌志内市として本当のマスコミの記事が非常に少ないのです。そういうことを、私はこれはいいことだと思っているのです。だから、そういういいことをやっていますよということで、やはり市民と市外の人にPRすることも大事だなということでお伺いしたのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 21年度から始めまして、21年度4件、以降、右肩上がりに利用者がふえておりまして、そういったこととリニューアブル的な部分も含めたものですから、あえて市政執行方針には載せなかったということでございます。

今、議員さん言われたように、一つの政策といいますか、そういう事業でございますので、今後PR活動に努めたいと思いますが、逐次、改正については議会の社会建設常任委員会、当時の22年度は後に行政常任委員会ということで、都度その助成内容も含めた取り組みについて報告等を行っているところでございますけれども、今後より皆様の活用という部分も含めまして、その掲載方法について検討してまいりたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 先ほど言ったように、議会で論議したということは予算で論議したはずなのです。予算は、当然議決するために論議しなければならない。私は政策として、やはり論議をしたかったという考え方でございます。

それから、PRですけれども、広報の折り込み、それからホームページという答弁でございましたね。そうしますと、広報の折り込みは後から質疑をいたしますけれども、歌志内に約2,200世帯がございまして、それで、ホームページ、俗に言うパソコンというのですか、それ、2,200世帯で何台持っているかと思っていますか。その辺、答弁をお願いします。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 把握しておりません。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） それで、これに限らず、ホームページでやったからいいのだと。それでは、広報に出した、PRした経過がありますか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 広報に掲載したことはございません。あくまでも折り込み、それと先ほど言い忘れたのですが、建設業者のほうからも2回にわたってチラシと申しますか、それを新聞折り込みしております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 私も、この住宅改修費のチラシを持っています。今の答弁では、市がつくったのではなくて、建設協会がつくって広報に折り込んだと、こういうことですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） これにつきましては、市のほうでつくりまして、市のほうで折り込

んでおります。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） そうしますと、この折り込み、どこか変だと思いませんか。思わないなら私の方から言います。

一番後段です。黒塗りのしたところ。申し込み、お問い合わせは歌志内建設協会、電話番号も入っています。その下に、御相談は市役所建築住宅グループ、電話番号でも受けております。これ、変ではないですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 当時、21年度にこれを始める際に、いろいろ他市町村の状況を調べたところでございます。協会と契約している自治体も、他市に同様な形でこの窓口という部分がございます、どうしてこの歌志内建設協会、ここをお問い合わせとしたかについてでございますが、行政が窓口ですと見積もりをどこでとったほうがいいのか、また、紹介についても偏った案内もできないことから、この辺について協会と契約をして、この制度を十分発揮したほうがいいのかということで、いろいろ調査しながら建設協会が窓口がよいということで判断してこれになったところでございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 建設協会と協議をした、全く違うのではないですか。歌志内市住宅改修促進助成要綱とありますよね。この7条、補助金の交付の申請、読まなくてもわかると思うのですけれども、第7条、補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市長に住宅の改修工事等の着手前に様式第1号により申請しなければならない。第1号様式、申請者はだれだれ、歌志内市長あて。それで、建設協会に申し込むとすれば、この第1号様式に建設協会に受け付けたよというような様式でなければだめではないですか。

それで、これもついでに申しますけれども、23年の第3回定例会、私これ質疑をしております。先ほど申しましたけれども、総務課長の答弁では、住宅改修助成要綱を初め、補助金と云々と書いてあります。それで、この要綱については、内部事務の規定として要綱で制定したとはっきり言っているのです。そうすると、要綱で規定すると勝手に、勝手にと言ったらちょっと語弊がありますが、担当、担当での考え方で、その都度その都度都合のいいように直すということにもとれるのですよ。だから、こういうものは、このときの質疑でも言いましたように、日本は法治国家でございます。ですから、特に行政としては、やはり条例規則に基づいて仕事をするわけです。それで私は、歌志内市の条例、規則等は憲法と同じですねという質問をしています。その辺どう考えるか、私の考えが間違いか間違いでないか、まずお伺いをいたします。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） それ以降、いろいろと勉強させていただきました。

今、要綱行政がすごくはんらんしているというのが全国的なものでありまして、それが今、地域主権といいますか、平成12年から始まった分権の中では、やはりきちんと条例化していくことが必要であると。それで、常に言われましたように、条例というのは御存じかと思えますけれども憲法により付与された自治立法権に基づいて地方公共団体の議会が自主的に制定する法形式ということで位置づけられておりますので、そういった中では、今、原田議員がおっしゃられたように、こういう政策的なものについては、きちんとした手続、手順として条例化の方向で進めていかなければならないことだということで、この半月の間、事務処理をする上で、きちんとした要綱行政から条例化の道に整備する必要があるということで、総務課として

は考えるようになっております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 確かに、今、総務課長が答弁するように、私先ほど言いましたように、23年9月13日から9月15日、第3回定例会で質疑をしております。それで、後段、今、課長が言いましたように、今回の地方自治法の中でも各行政機関につきましては要綱がはびこっているの、それらについて整備をして条例化することが望ましい姿であると、こう答弁していますよね。今と全く同じです。私は、それを強く申したいのです。

それで、本題に移ります。先ほど言ったように、建設協会に申し込めと、おかしいのではないですか。要綱にそういうふうにはっきり書いてあるのですよ。そして、別表1で申請の宛名は歌志内市長ですよ、建設協会長あてではないですよ。だから、先ほどのチラシ、ひっくり返っているのではないかと、私を言っているのです。もう一度、答弁をお願いします。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 様式と要綱が建設協会に置いてあるという部分も含めまして、お問い合わせ先が建設協会という部分でございまして、あくまでも申請先は歌志内市長ということで、とりまとめを建設協会のほうでやっていただいて、これら添付書類も確認した上で出させていただくということで取り交わしております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 取り交わすのはいいのだけれども、ここにはっきり申し込みと書いてあるのですよ。だから、要綱で言うと申し込みは市長ではないのかと私は言っているのです。だから、これは逆転しているのではないのと。申し込みは歌志内市市役所の建築住宅グループであって、相談は建設協会がのりますよというのならわかるのですよ、私。逆転しているのではないですかと。要綱ではっきりあるでしょう。そして、1号様式に例えば、建設協会に申請をするとすれば、建設協会がこの1号様式に受け付けて何をしますか。1号様式ないでしょう。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） このチラシといいますか、案内が申し込み、お問い合わせという部分については、問い合わせが建設協会に申し込みが歌志内市ということで、この辺、今後改めて印刷をしながら、また住民周知をしなければならないというふうに思います。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） それで、私先ほども言いましたように、その要綱にある内容というのか、広報にも載せたことがない、ホームページでやったからいいよと、先ほど言ったように、それでは約2,200世帯あるうち、ホームページ、パソコン持っているの何軒いるのと。逆に私は、こういう大事なもの、これは市民しか使えないわけですから、だから市民の目線に立った行政をやるのが我々の仕事でもあるし、行政の仕事だと思っているのですよ、私は。そうすると、少なくとも広報に出して、広報は何パーセント読んでいるかわかりませんが、ホームページに出すなどとは言っていませんよ、出してもいいのですけれども、広報のほう周知の方法としてはあるのではないかと、私はそう思っているのですけれども、いかがなものですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） あらゆる方法で周知を図ったほうがよいと思いますので、今後、広報に掲載しながら、またあわせてチラシ等も活用する方法を考えて、広くPRに努めてまいりたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） それで、建設協会と契約しているとか何とかとありますけれども、これについて、建設協会とどのような内容で契約しているのか。建設協会とどうしてもやらなければならないという理由があるのですか。その辺、具体的に教えていただきたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 具体的にといいますか、特に行政のほうで受け付けますと、こういう部分はどこの業者がいいのだろうということになります。その際に、複数いる業者の中で偏った業者さんの名前を上げるのも、またいろいろ問題もありますし、また一々、複数ある業者をこういう業者さんがありますよという部分もなかなか対応が難しいかなというのが、その業者さん1社だったらいいのですけれども、そこにほかの関連の工事もありますので、協会が窓口となっていていろいろなサービスも含めたPRも含めてやっていただいたほうが効率的だなと。また、平等だなという部分で協会のほうにお願いをしているところでございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） それは違うのではないですか。歌志内に建設業社何社あるか知りませんが、利用者として見れば、業者が例えばあったら二、三件かな、普通はやる人は見積もりをとって安いほうに決めて、そして申請をすると、こういうことになるのではないですか。そうすると、建設協会に行った場合に、建設協会でこの業者いいよ、この業者いいよというのですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） それぞれスピーディーに現地を見に行ったり、そういう見積もりもスピーディーにいくものですから、そういうことで建設協会がよりよいかということ考えております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 要綱で、市内の業者でなければだめだと言っているのです。そうすると、今、答弁では、市役所で言うと、受け付けると特定の業者になったら困るからという趣旨で御答弁いただいていますけれども、それでは印刷して、9軒あったら9軒、10軒あったら10軒、業者の名前書いて、こういう業者ありますよとやれば、それで済むのではないですか。というのは、建設協会行けと行ったって、私が話を聞いている限りでは、建設協会週3回といったかな、しかも午前中だというのでしょうか。そうすると、市民が迷惑するのですよ、私に言わせれば。だから先ほど言ったように、市民の目線に立った行政をしてもらわないと困るのですよ。その辺もう一度答弁お願いします。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 現状を調べて、場合によってはといいますか、行政のほうで対応することも検討してまいりたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 行政で対応することではなくて、行政で対応するのが本当ではないかと私は言っているのです。要綱にそう書いてあるでしょうということを言っているのです。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） わかりました、検討してまいります。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） それでは、次に移ります。



基本構想でございます。この基本構想、私持ってきています。

それで、先ほどいろいろ答弁をいただきました。今回は5次ですね。先ほども健全化計画とか何とかあるから云々というような御答弁をいただきました。いずれにしても、第4次までは必ず後期といいますか、計画、それから3年ごとの実施計画、これをつくって、どこまで配付しているかわかりませんが、我々ももらっております。

ところが、先ほど私質問したように、もう後期にかかっているのですけれども、依然として出てこない。ということは、5次計画を見ると、先ほど私、質問の中で、社会経済情勢の変化に対応してやらなければならないよということ言っています。そして、この基本構想の中にははっきり、だから私は前段で、議会で議決をしていますよ。議決をした中には、前期計画と後期計画と実施計画、それから特に実施計画については、予算の編成の指針としてつくらなければならないのですよと、こう言っているのです。そうすると、うちでつくっていないとすれば、予算の編成はどんな形でやっているのかということをもまず聞きます。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 普通建設事業調べということで先ほど申し上げましたけれども、平成18年の1月ということで、ちょうど17年の中には市町村合併が破綻になったよと、これから自立しなさいよということで、前倒しをして第5次構想に入ったわけですが、その中で、この計画としては、やはりハードのほうが基本構想実施計画が多いものですから、結局、財政健全化とともに、本当は毎年度見直すよというのが一番そのときはよかったかもしれませんが、ちょっと長期目に、3年ですといろいろと先送り先送りということがすごく短期間で多く見られましたので、この間についてはなるべく5年ぐらいのめどの中で実現する、実現するとか財源の確保について、どのぐらい投資できるかということも含めて、事業を絞りながら計画を実施しなければならない面もありましたので、その面でいけば毎年毎年ローリングというよりは、毎年毎年がその整備になってくると。だけれども、3年であれば短いので、5年を目途として、その間の事業の中でどれを選択して優先順位をつけていくかということで、予算の編成の材料として使っていただくということで計画をとりまとめたということでございます。

ですから、その5年間の間のやつで前倒しと優先順位は何かというのを決めて、短期間ベースで何ぼ投資できるかということ、それを財政の資料として整備していつているということでございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） これは基本構想なのですよ。先ほど私、質問の中で言ったけれども、市長毎年、市政執行方針で、これは大事だよと、これに基づいて仕事していくのだよと言っているのですよ。それで今聞くと、普通建設事業調べ、全く違う。これは異質のものでしょう。もう基本計画と普通建設事業調べとごっちゃになっているのですか。

それと、一番最後のページに、普通建設事業所要資金計画書とあるのです。そして、これには市民と協働でつくるまち、それから構想を推進するために、そして資金計画の金額まで入っているのです。全く変わっているのです。それと、大きいことを取り上げると、例えば学校にしたって、この小学校2校になっているのですよ。それから、消防庁舎だってこっちに移っているでしょう。そういう経済情勢によってどんどん変わってきているわけですよ、歌志内市についても。そうすると、先ほども言いましたように、4次までは必ず前期10年の計画を出して、10年間の構想を立てて、必ず後期が出て、つくっているのですよ。それでなくても、今の社会情勢については、どんどん歌志内も変わってきているのですよ。それと、きのうかおと

とい、私、質疑をいたしましたけれども、産炭地の新法の基金ありますよね。これだって、三笠あたりの例を見ますと、三笠は8次市総合計画ですよ。その中で、これは貴重な財源だと。基金ですよ、貴重な財源だと。こんなに7億5,000万円も、その前に旧基金もありますけれども、それに基づいて有効に使うために年次計画を立てると、優先順位を決めて年次計画を立てて、その基金を有効に使うということで総合計画の中に入れていっているんですよ。だから私も、きのうだかおととい質疑をいたしましたけれども、それで非常に財源としては大きな財源だし、やはりそういう財源を有効に使って市民に還元するとか、そういうことを考えないともう既に私は遅いと思っているのですけれども、もう後期できていなければならないと思っているのですけれども、そういうことで、どんどん社会情勢が変わってきているわけです。

それで、ここにも書いてありますとおり、本基本計画、実施計画の基礎となる基本的指針は10カ年ですよと、前期計画と後期計画ですよと。基本構想の実現に必要な施策等を具体化するための施策ですよと書いてあるのですよ。議決しているのですよ、議会で。それから、実施計画についてはローリングを3年のやつをつくって、その3年でローリングをしないさいと書いてあるのです。そして、予算編成の指針としてやるのですよと。それだから私、質疑の中で議会で議決をしていますよと言っているのですよ。だから、今いろいろ述べましたけれども、やはりこういうものを大事にしていけないと、歌志内の将来はどっちに向かっているのかなということになるわけですよ。だから、その辺を早急に後期をつくって、歌志内は将来このようにしていきますよと、こういうようなことにならないと、行政としても市民としても、市民としては、私は大変困惑していると思うのですけれども、行政としてはそういうことで市民に将来的なことを見せるとか、そういうことが大事ではないかという気がいたしますので、もう一度御答弁をお願いします。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 私の答える範囲内でお答え申し上げます。

まず、やはり方向性を見失ってしまっただけではないということで、きちんと根本にある基本構想について、再度またこの目的、それと今までの実施計画がこれまでやってきた事業について一度整理して、きちんと市民の皆様にも公表する。とりあえず、また議会にもこれまでの経緯、結果等をきちんと報告をして、今後の進め方について、総合開発審議会を早急に招集して、基本構想についての基本理念については、まず今のところは変わらないと思いますけれども、その実施計画、方向性についてきちんと整理した上で、皆様方に報告してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 最後に、市長に確認をしたいと思っておりますけれども、今、総務課長の答弁がありました。そこで、この基本構想は、私、先ほどから質疑をしておりますけれども、かなり経済状況、社会情勢が変わっております。これを見ますと、先ほども申しましたように、一番最後のページの資金計画だってがらっと変わっているはずなのですよ。

それから、先ほど申しましたように、センターの、まだ5億何ぼ残っていると言いましたけれども、非常に貴重な財産だと思っているのです、私は。そういうことで、本当に早急に後期計画、それから実施計画、これらを早急に検討して、議会はもちろん市民にも公表していただきたいと思っておりますけれども、その辺の決意をお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 基本構想については、今いろいろ議論いただきました。10年計画の

中で前期と後期を分け、さらにはローリングということで進めています。この基本となるものは、やはり社会情勢の変化だとか、そういったものを考えるときに、少なくとも前期と後期と分けて見直しが必要だろうと。あるいは、実際のハード的なものが中心になりますけれども、ローリングは3年ごとということについては当然必要なものだというのを織り込みながらの基本構想であるということ認識をいたしております。

今、総務課長のほうからお話、あるいは先ほども答弁いたしましたけれども、これは言いわけ等に、結果的にはそういう形でとらえられるかもわかりませんが、この18年度スタート直後にいろいろな案件で、経済情勢というよりも、歌志内市にとって重大な課題が発生したということで、私どもといたしましても、やはり財政健全化計画の指示を受け、そういった中での作業を最優先したということでお話をしたところでございます。

しかし、基本構想に載せております方針については、これを揺るがすことのないように進めていかなければならないということで、財政健全化計画も進めてきたつもりでございます。第1番目には、18年度の赤字決算ということからスタートいたしまして、これについては即開始をいたしましたので、予定どおり5年後の後期の計画についても策定できるような状況かなということでも一時判断いたしましたけれども、御承知のように財政健全化の国の法律の関係で、次に市債の比率の関係で早期健全化団体に陥ったということもございまして、まずその分を財政健全化計画の中で解消するというのを最優先としながら進めてきたところに、この基本構想に対する前期、後期の大きなずれが出たということについてはおわびを申し上げたいと思います。

ただ、私どもといたしましては、あくまでもこの基本構想の方針は揺るがすことなく、毎年度予算編成に当たっても、それぞれ所管における施策、あるいは普通建設事業等を毎年度出させていただき、特にハードな普通建設事業については3年間の見込みを出していただきながら進めてまいりました。しかし、今こういった状況が続いておりますけれども、何とか財政健全化計画は終了いたしましたので、今年度に入りまして、既に先ほど総務課長が言いましたように、後期の計画についての作業に入らなければならないという認識のもとに進めております。したがって、早急にこの後期の計画、そして普通建設を含めたこの財源的なものも、これはきちんと精査していかなければならないと思いますし、先ほど言われました産炭地の基金についても、これは旧基金、新基金という形で、それぞれの実情があって新基金と旧基金の使い年度というものについてはそれぞれ違ってくると思いますけれども、歌志内市としての、言われるように大きな財源でございますから、こういったものを一つの財源と見て進めていきたい、そういう計画を早急につくっていききたいということで答弁させていただきます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さんの質問を打ち切ります。

10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時03分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

質問順序6、議席番号3番湯浅礼子さん。

一つ、防災対策について。

一つ、内部障害・内臓疾患の理解について。

一つ、空き家対策について。

一つ、旧小学校跡地について。

以上、4件について。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 本日の質問は4件でございます。どうぞよろしく願いいたします。

4月24日、予想外の大きな土砂災害が起きました。新築されたばかりの親愛の家施設近辺、文珠峠など、災害で避難された皆様を初め多くの方々が、一体どうなるのだろうと大変心配をいたしました。対策本部を立ち上げ、関係各位の皆様の奮闘に心から感謝申し上げますとともに、今回の災害でさらに防災対策には特に力を入れていかなければとの思いを強くしているところでございます。

昨年、3月11日に発生しました東日本大震災では、震度5前後の揺れにとどまった学校施設にも甚大な被害がありました。被害の状況を見ますと、建物の柱など構造体だけでなく、天井や照明器具、外壁、内壁など、いわゆる非構造部材が崩落し、避難所として使用できないばかりか、児童生徒が大けがをする事故まで起きた例もありました。一般の会館ではお二人の方が亡くなられ、26名の重軽傷者が出るという痛ましい事故まで発生しております。

地域の避難所となる学校施設は、児童生徒だけではなく、地域住民の命を守る防災拠点であり、安全性の確保、防災機能の強化は待ったなしの課題です。現在、学校施設の構造体の耐震化は鋭意進められております。しかし、それだけでは児童生徒、地域住民の命を守る対策としては不十分です。学校施設の耐震化とともに、天井や壁などの非構造部材の耐震化も早急に実施していく必要があると考えます。

1件目の質問でございます。

我が市の学校施設における非構造部材の耐震点検は実施しているのかお伺いしたいと思えます。また、その耐震点検の結果、耐震対策が必要とされた学校はどの程度あり、それらへの対策はどうするのか、具体的にお答えいただきたい。

2件目としまして、内部障がい・内臓疾患患者への理解についてでございます。

内部障がいとは、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱または直腸機能、小腸機能、HIVウィルスによる免疫機能、これらの機能障がいを持たれる方を総称したものであります。身体障がい者にはさまざまな区分がありますが、この内部障がいという区分は余り認識されていないのが現状のようです。この内部障がい者の方たち、また身体障害者手帳の交付を受けることのできない内部障がい者の方たちは、外から見ただけでは障がいを持っていることを他人から理解されません。そして、そのことにより、列車の優先座席に座りづらい、気分が悪くても障がい者用トイレに入りづらい、駐車場障がい者用スペースに車をとめることに躊躇する等々、また、さまざまな場面で他人の手助けを得られないなど、社会生活の中で多くの弊害があるようでございます。

現在、トイレや駐車場にある障がい者マークというのは、皆様御存じのように車いすのマークであります。内部障がい者、内臓疾患患者らがみずから見えない障がいを広く理解してもらうために、NPO法人がハートプラスマークを作成、その普及に取り組んでおります。この内部障がい者、内臓疾患患者に対する社会的理解の促進が必要と考えますが、いかがでしょうか。

当市において、現在把握しておられる人数、市内における駐車場などのハート・プラスマーク、看板設置などの状況について伺いたいと思えます。

次に3件目、空き家対策についてでございます。

13日、梶議員より空き家対策についての一般質問があり、状況は大体理解いたしました。通告どおり質問をさせていただきます。

近年、全国的に空き家が増加しており、防災防止上の観点からも問題になっております。さらに過疎化や本格的な少子高齢化、人口減少で一層空き家率が高くなることが予想されます。人が住まなくなった家は、年月がたてば柱などが腐り倒壊の危険度が増す上、今年の豪雪は特に大きな問題を提起いたしました。

そこで質問に入りますが、①としまして、本市において空き家はどの程度把握しているのでしょうか。

②としまして、災害や防犯の観点から、空き家に対する相談など、どのようにしているのか伺いたいと思います。

空き家問題の悩ましい点は、所有者の市有財産であるため、現行の法律ではあくまで所有者の管理責任にゆだねられており、近隣に迷惑状態になっていても第三者が勝手に解体や撤去などの処分ができないところです。あくまで所有者による状況改善を期待するしか手の打ちようがなく、一歩踏み込んだ対処はできておりません。場合によっては、条例など制定、整備する費用があると考えますが、市としての見解を伺いたいと思います。

4件目、旧小学校の活用についてでございます。

小学校の統合により、西小学校が閉校しました。文珠地区の中では、地域住民のシンボルとなっておりました。地域の新たな活性化の拠点として、地域を元気にすることが望まれております。市として、西小学校跡地の活用についての見解を伺いたいと思います。

以上、4件の質問でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 件名1の防災対策についての①の学校施設における非構造部材の耐震点検の関係でございます。

非構造部材の耐震点検につきましては、毎年文部科学省に対して状況報告を行っており、本市においては耐震点検をすべて実施し、耐震対策済みと報告しております。文部科学省より示された点検チェックリストや判断基準により報告を行っており、学校職員が日常点検を行い、異常時や改善が必要な場合には、教育委員会の担当や建築担当が現場確認を行い、必要な措置を講じることになっております。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 2番目の内部障がい、内臓疾患の理解について。

①、②について関連がございますので、一括してお答えいたします。

①につきましては、本年3月に策定した第3次歌志内市障がい者計画の基本方針に掲載されている、ともに支え合うために、障がい理解に向けた意識のバリアフリー化と基盤づくりの中で、すべての障がい者が差別や偏見を持たれることがないように、障がい理解に向けた取り組みを進めることとしております。

また、障がい者に対する正しい理解がなく、偏見や誤解があるといった現状に対して、地域コミュニティーの創造の観点から、障がい理解に向けた啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、②でございますが、身体障害者手帳交付者のうち、内部障がい者は82名であり、内臓疾患は北海道が交付している特定疾患医療受給者証の交付者とした場合、37名と把握しておりますが、この中には重複して交付を受けている方もいると考えられます。

また、市内における駐車場等のハート・プラスマーク看板設置状況につきましては、民間施設への調査は実施しておりませんが、市内公共施設での設置はありません。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 件名3の空き家対策についての①と②について、消防に関する部分について私のほうからお答えいたします。

初めに、①でございます。

市内全世帯を対象とした一般家庭査察時に空き家の戸数を把握しており、平成23年12月の調査時において一般住宅197戸、市営住宅425戸、合計622戸の空き家がございます。また、火災予防上危険と思われる場合は、所有者に対し必要な措置を行い、所有者が不明の場合は建設課等と連携して対応しております。

次に、②でございます。

前段の空き家に対する相談についてお答えいたします。空き家の管理状況などにつきましては、一般家庭査察時に把握しており、市民から空き家に対する相談を受け、建物の倒壊や窓等の落下により通行人等に危険性がある場合には、関係機関と連携し、看板及び立ち入り禁止のテープを張り、注意喚起を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私からは、3番目の空き家対策について、①、②につきまして、建設課の対応として一括してお答えいたします。

①についてであります。建設課では居住可能であるが、ふだん居住されていない不在住宅で、落雪により道路交通や歩行者に影響を及ぼす恐れがある住宅について、その把握を行っております。その対策といたしましては、住宅所有者や関係者に直接連絡をとって雪おろしを行っていただいたり、管理者がわからない場合には、周辺住民の方に聞き取りを行い、雪おろしを行っていただいております。

次に、②の空き家に対しての相談は、所有者等の解体に対する相談以外は具体的には受けておりません。なお、解体を望まれている方には、住宅改修促進助成事業の助成制度の活用について丁寧にお教えしているところでございます。

また、条例化についてでございますが、空き家のさまざまな形態に応じ検討する必要があります。本来、これらの問題は所有者等が解決すべき課題ですが、空き家を放置することにより、雪や雨、風の外力により破損し、周辺に悪影響を及ぼすといった環境問題になることもあり、さらに放置すると崩壊にまで至る場合もあります。これらを未然に防ぐためには、条例化されている自治体もあり、その条例の多くは所有者に事前に注意を促したり、資力があるにもかかわらず管理を怠る者については、勧告や命令を可能とするものでございます。

しかし、所有者不明の住宅や所有者死亡で相続人に資力がない場合、また、その他権利関係の問題等で解決までに至らなく、結果としてそのまま放置されているケースもあります。条例化につきましては、今後これらの問題も含め検討しなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 件名4、旧小学校跡地についての①、旧西小学校の活用についてでございます。

旧西小学校の校舎及び体育館などの附帯設備につきましては、平成21年度の閉校以降、それぞれの所管において活用に向けた検討を行っておりますが、建物が新耐震基準を満たしていないことから、公共施設として活用するためには、大規模な改修が必要な状況であります。

また、企業誘致等に向けた施設としての可能性はあるものと判断しておりますが、これを含め現状では具体的な活用方法を見出すまでには至っておりません。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） ありがとうございます。

最初の1件目の再質問なのですが、歌志内では済んでいるということで、すごく安心をいたしました。それで、国も東日本大震災後の防災対策には力を入れておきまして、平成24年度予算では公立学校施設の非構造部材の耐震対策に係る財政支援制度が拡充され、自治体の実質的な負担が少なく済むこととなったこの機会を活用し、耐震点検した結果、耐震対策が必要となったもののうち、緊急に対策を講ずるべきものについては、国の今年度予算を活用するなど、速やかな対応が必要ではないかというふうな通達が来ておりました。

我が党は、非構造部材の耐震対策を強力に推し進めるため、5月18日平野文部科学大臣に緊急提言をいたしました。具体的には①としまして、平成24年度中に未実施の非構造部材の新耐震点検を完了すること。②としまして、学校保健安全法に基づく点検項目に、非構造部材の項目を反映させ、専門家による耐震点検の費用を国が支援する制度を創設すること。③非構造部材の耐震対策予算をしっかりと確保すること等について、緊急提言したところですが、文部科学省ではこのたび、5月24日、新たに非構造部材の耐震対策の推進について調査研究を行うこととなりました。これからも、国、地方の強化なネットワークを生かしまして学校施設の耐震化のみならず、非構造部材の耐震対策も党を掲げて、進めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それで、今、歌志内としては全部終わっているということで安心をしたのですが、何でこのような質問をしましたかといいますと、読売新聞に震災直後、去年の3月24日に朝刊に大きな字で、天井や壁、耐震におくれということで、栃木県の下野市国分寺中学校で一、二年生が約300人、前日に卒業生の反省会を行っていたときに、震度5強で揺れた後事故があったという経緯がずっと載っていきまして、そして本当に女生徒が額に8針を縫うけがをしたとか具体的に載ってましたので、この部分を紹介しようと思って持ってまいりましたが、うちのほうは済んでいるということで、このぐらいにしておきます。

2件目の再質問ですけれども、外からだけではわからない障害者、疾患がいるというハート・プラスマーク、このことなのですけれども、答弁では本当に余り広範囲にはなっていないという印象を受けました。それで、特に広く市民の皆様理解していただくために、広報など、またインターネット、いろいろなものを通じてその啓発について取り組んでいただきたいと考えますがいかがでしょうか。

また、栃木県の小山市ではハート・プラスマークカードというの、ちょうどキャッシュカードぐらいの大きさをつくって理解の輪を広げているのですが、これは表面に、私は身体内部に障がいを持っています、本人の氏名、例えば湯浅礼子、そして歌志内市と記載されていまして、裏面には発行番号ナンバーというのがあります。そしてこのカードは身体内部に障がいを持つ人をあらわすものです。カードの提示がありましたら御配慮をお願いいたしますと記入があり、安心のカード、ぜひ歌志内でも活用したいと思いますが、この件はいかがでございましょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） ハート・プラスマークについて、NPO法人ハート・プラスの会の方々が行政指導での普及、社会理解促進を行っている聞いております。また、同会から今現在、そのハート・プラスマークの設置促進についての働きかけ等は、今現状にはないのですけれども、議員のおっしゃるとおり、ハート・プラスマークを積極的にPRしてはということですが、障がい者マークにつきましては、御存じのとおり世界共通の障害者のシンボル

マークであります車いすのマークがございますよね。世界共通の一般的によく目にする車いすのマーク、また警視庁とかがPRしている肢体不自由者であることを理由に運転免許証とか、その条件を付されていることを示す身体障害者標識、また聴覚障害者標識などがあります。また、そのほかに、盲人のための国際シンボルマークや、視聴覚者は見た目にはわからないという部分でありますので、誤解されたり不利益をこうむったりすることのないよう、相手に耳が聞こえないことを理解してもらおうコミュニケーションの方法に配慮をお願いする耳のマークとか、また盲導犬のマークとか、人工肛門とか人工膀胱を造設していますよということで、あそこにオストメイトの部分を設置しているということのオストメイトマークなどがありますので、これ以外にもいろいろな団体のほうでいろいろなマークを推奨しているという現状があります。

現状では、ハート・プラスマークのみを積極的に取り上げて、これだけをPRと、取り組んでいくという考えは、現在のところは持っておりません。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） ありがとうございます。

病気というのは、本人しかわからない本当につらいものだと思いますので、理解を深めるために歌志内を挙げて、いろいろな理解のための政策をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に空き家対策について、毎日新聞に大きな見出しで、5月8日載っております。ちょっと紹介したいと思うのですが、空き家対策、伊万里市など2市2町研究会発足へ。佐賀県内初の条例制定目指すと、このように大きな太字の見出しでございました。それは、佐賀県の伊万里市と武雄市大町町、江北町が県内初の空き家対策条例の制定を目指し、来週中にも研究会を発足させる。2市2町の市町間では、9月定例議会での成立を目指すことで既に合意しているというものでした。伊万里市市内には、旧炭住など859軒の空き家があり、うち317軒は所有者、管理者が不明、倒壊寸前や無施錠の家屋も171軒もあるという。住民からは、危険だな、だれに言えばいいのかと市に相談が寄せられているそうでございます。

条例案では、①としまして、空き家の所得者に適正な管理を求める。②としまして、所得者が不明だが、放置すれば著しく公益に反する場合は、自治体が所有者にかわって強制撤去する。③自治会などが廃屋を解体撤去する場合に、自治体が費用の一部を補助するなどを検討すると、このように具体的に織り込まれておりました。

また、このことに関しまして、別なインターネットなのではございますけれども、このような道筋になった背景ということで、武雄市長物語というブログを見つけました。久しぶりにすかつした記事ですので、これも紹介したいと思います。

市長、町長会議で、伊万里市長が空き家対策を何とかしなくてはならないと力説していたそうでございます。そしてその中で、NHKクローズアップ現代でも、空き家が極めて危険な状態、しかも空き家がどんどんこれからふえてくるということが話題となり、空き家対策条例を9月に議会に出すつもりで、今、政策部が詰めているのだけれども、どうせやるのなら一緒の内容で同時期にやろうと思うのだけれどもどうだろうというふうにみんなに投げかけたところ、みんな賛同してそこで話がまとまったそうでございます。これは小さなことかもしれませんが、政治家、しかも決定権を有する市町長同士だからできること。国の法制化を待っていたらいつまでたってもできやしないので、我々基礎自治体でどんどんやってみようという感動的なブログでございました。私は、このようにやっていく、本当に素晴らしいことだと



強く思いました。

また、ことし2月19日の北海道新聞には、豪雪で道内では、滝川市、室蘭市、美唄市でも制定する方向を検討しているとの記事もありました。ぜひ、歌志内市におきましても前向きな取り組みをお願いしたいと思います。この件はいかがでございましょうか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 条例制定でございますが、まさに義務を課して権利を制限するということになると思います。まさに住んでいる方が怠る場合には、この条例適用が今それぞれ皆さんいろいろな市町村でつくられておりますけれども、所有者が判明している部分についてはこの条例制定が特に有効だと思いますが、今住まれていないといえますか、所有者不明の住宅、これについての対策も含めて検討しなければならないと思います。

いずれにいたしましても、そういった住宅を一つでもなくしていかなければならないということで、未然の策も必要ではないかと思っておりますので、総合的にこれらの検討も含めまして進めていきたいなと思っております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 今、御答弁いただきましたが、本当に倒壊寸前のところも歌志内は結構あります。ちょっと山のほうに行ったりすると、こんなところに住んでいられる方はどんな思いで見られるのだろうか。特に、今、シカとかいろいろな動物が、市内にもシカが出てくるという状況でございますので、どういうふうになっているのかなと、この間も聞きましたら、もうひどいのだわ、でもどうすることもできないのだと、所有者も不明だしと、本当に困ったという相談も受けました。でもこれは絶対何とかしなければいけないと。このままにしておいたら、衛生上ももちろんですけども、本当にその地域にいる人も、いずれはそこを捨てていなくなって、そういうふうな人口減少につながっていくのではないかなというふうにも、私も本当に感じて帰ってまいりました。

また、市外にもあるのです。本当に歌志内は高齢化が進んでいるせいか、所有者が不明な方、また本当に経済的には厳しい方がどうすることもできないといういろいろな状況でそういうふうになっていると思うのですけれども、これはやはり条例を制定、本当に早く制定をして対処しなければ今後大変な、こんなことを言っては怒られるのでしょうか、昔、歌志内というのは道路沿いに住宅が建ってまして、雨の日なんて車でもって本当に家が汚くなったという状況を頭に浮かべると、今は天国のような歌志内市に変わっております。ですから、この状態を本当に長く、歌志内にいらっしゃいと言うためには、そういう空き家対策には十分力を入れていかなければならないのではないかなと思っておりますので、この制定に向けての積極的な考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 先ほども言いましたけれども、繰り返しになりますが、そういった今現在住んでいる方の管理不行き届きといえますか、そういう部分については条例がすごい有効でございまして、それについては前向きに考えていかなければならないかなと思っておりますが、今現在住んでいる方が、今後、亡くなったりした場合に、生前に何か策ができれば、そういった方法も、いわゆる空き家になる前の対策も含めて検討していかなければならないと思っております。それと切り離して条例化にするかどうかを前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 今、答弁をいただきましたが、それでは歌志内としましては、所有者

がきちんとわからない住宅というのは、どれぐらい把握しているのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） その調査は個々には行っておりません。したがって、わかりません。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） そうしますと、神威地区にも結構あるのですが、あれは所有者がきちんと決まっているのですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 具体的に住宅をお示しいただかなければ、ちょっとお答えできないのですが、総体としてわからないという部分に対してのお答えをするといたしましたら、例えば亡くなって相続人を調べなければならぬという作業が出てくるかなと思います。また、その住宅の家屋の所有者という部分も、だれなのかという部分で知らなければならぬとか、例えば税を納めている方であれば、税をだれが納めているかとか、そういった個々の調査という部分が必要でございまして、そこであえて所有者にかかわる人がいるということになりますけれども、それ自体わからなければ全くわからない住宅になるということでございます。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 私は、先ほど佐賀県の新聞記事をあえて読み上げましたのは、所有者がわからなくてどうすることもできないので悩んでいるということで、ここでは一致団結しましてすぐ条例をつくらうと、9月の議会で提案をしようじゃないかという、本当に一致団結したあの姿に私は感動したと今申し上げたのです。

歌志内において、まだ調べても、はっきりこれから時間がかかるという経緯が説明されましたが、それ以前の問題ではないかなと私は思うのです。制定するのが先で、条例をきちんとつくっていくということが大事で、そしてそれと並行して全部、歌志内市にはわからないところは何軒あるのかということも同時進行ではないかなというふうに思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 条例制定は急がなければならないというのは、本当に必至とわかります。ただ、いろいろな場面での法的に対抗すると、法律上、条例も法律等々でございますので、何かあった場合に対抗、法律上対抗と言うのですけれども、対抗していかなければならない部分もございますので、それらやはり厳密に調査も含めて、どういう事例があって、どういう部分にはどういうふうに対応していくという部分をしっかり見据えなければ条例制定もできないかなと思いますので、今現在の所有している方が、管理不行き届きのはすぐ対応できると思いますけれども、それ以外の部分が多いものですから、それらをどういうふうにしていけばいいのかという部分も含めて、全体を見て考えていかなければならないかなと思いますので、いずれにしても早急にこういう問題は対処していかなければならないかなと思っております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） この問題は大事な問題でありますので早急に調査をお願いしまして、そして不明、また全部調査をして、一日も早く条例を制定するような積極的な対応をよろしくお願いしたいと思います。

では、最後の旧西小学校の活用についてでございますが、今のところきちんとした政策が見当たらないというか、そういうふうなお話でございましたが、私たちにとりましては、文珠は

本当に歌志内市を見ましても、昔は本町が中心でございました。でも、最近では文珠方面は住宅数も多いですし、本当に栄えているなという感があるのですが、その中で西小学校、まだ耐震化はされていませんが、立派な学校だと私たちは思っております。何とか活用できるような民間事業を取り込んで、一番嬉しいのは亀田元商店さんのところが、新しく施設に生まれ変わるというような嬉しいニュースも聞いておりますが、この学校につきましても民間だったらできるという、必ずそういうものがあると思いますので、行政のほうとしましてその手当をして、何とか西小学校の跡地を元気あるそういう状態に持って行っていただきたいと思うのですが、この件はどうでございましょうか。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 一番理想的な姿であろうかなと思いますけれども、企業に来ていただくためにも、疎外される要因について、行政としてそれを取り除いてあげるのも企業に対する誘導の仕方であると思いますので、こういう問題がありますよという中で企業さんを連れてくるというのは、ちょっと難しいかなと思いますので、その辺の支障については内部のほうで検討させていただいて、どのような施設の活用が望ましいかというのは、もう少し検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 本当に前向きな検討をよろしくお願ひしたいと思います。ずっと歌志内に住み続けたいという、そういう人を何人つくるかということが歌志内発展のかぎだと思ひます。その声を形にするためには、行政のプロであります皆様の知恵をたくさんいただいて、民間事業の方々、そして私たちも力を合わせて活力ある住みよい歌志内のまちづくりに挑戦してまいりたいと思ひているのが今の現状でござひます。どうかみんなで力を合わせて、歌志内を活性化あるまちにつくり上げていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さんの質問を打ち切ります。

#### 意見書案第7号から意見書案第8号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第4 意見書案第7号から日程第5 意見書案第8号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） ー登壇ー

意見書案第7号「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）、意見書案第8号再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）、以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上でござひます。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

## 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）

1960年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進みました。高度経済成長期に建築されたものは現在、建築後50年を迎え、老朽化が進んでいます。国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」は提言（平成20年5月）の中で、「2015年には6万橋が橋齢40年超」となり、建築後50年以上の橋梁が2016年には全体の20%、2026年には同47%と約半数にも上る現状を提示、経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘しています。今後、首都直下型地震や三連動（東海・東南海・南海）地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題といえます。

災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができます。と同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできます。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能なのです。

一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出です。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考えます。

よって政府におかれては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く求めます。

### 記

一、道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み更新時期が、近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的、集中的かつ計画的に行うこと

一、電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること

一、地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年6月14日

北海道歌志内市議会

### 提出先

内閣総理大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

## 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）

昨年2011年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、本年7月1日に施行されます。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、政府はこの3年間で集中的に利用拡大を図っていますが、導入促進に向けての環境整備は不十分です。

導入にあたっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラー設置の円滑な設置が可能となるよう農地法の問題などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられます。また、小水力発電導入時の手続き

の簡素化・迅速化なども求められています。

日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績（2005年環境省）で、電力消費全体に対する使用割合が0.9%と他国と比べて遅れており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっています。

よって、政府におかれては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、以下の通り、十分な環境整備を図るよう強く求めます。

記

一、投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること

一、買取価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること

一、再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年6月14日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、経済産業大臣

---

○議長（山崎数彦君） これより、意見書案第7号「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第7号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第8号再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第8号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

### 意見書案第9号から意見書案第13号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第6 意見書案第9号から日程第10 意見書案第13号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 一登壇一

意見書案第9号消費税増税の撤回を求める意見書（案）、意見書案第10号原発からの撤退を決断し、自然エネルギーへの転換を求める意見書（案）、意見書案第11号TPP交渉参加に向けての協議からの撤退を求める意見書（案）、意見書案第12号障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書（案）、意見書案第13号介護保険制度の見直しを求める意見書（案）、以上5件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものであります。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願いいたします。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

#### 消費税増税の撤回を求める意見書（案）

野田佳彦首相は、閉会中の国会で消費税増税関連法案を「政治生命をかけて」成立させようとしています。消費税増税にはどの世論調査でも5割から6割が反対しています。その反対を無視し、国会での“数”を頼みに、増税法案を国民に押しつけるなどというのは許されません。

野田首相は、消費税増税の理由を、深刻な財政事情に加え、急激な高齢化で社会保障が維持できないからだとしています。しかし、消費税の増税は国民の暮らしを破壊し、消費を冷やして経済を破綻させるだけでなく、税収を落ち込ませ財政危機をさらに深刻にすることは明らかです。また、消費税は応能負担の原則に反し、所得の低い階層により大きな負担を与える逆進性の大きい課税です。

野田政権の掲げる「税・社会保障一体改革」は、増税だけを国民に押しつけ、社会保障を後退させるものであることも国民の前にはっきりしてきています。

消費税の増税は、多くの働く国民、中小零細企業者などにとって到底容認できないものです。

よって政府は、消費税の増税計画を撤回し、消費税に頼らない税制の確立を追求するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年6月14日

北海道歌志内市議会

提 出 先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大

臣

---

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

原発からの撤退を決断し、自然エネルギーへの転換を求める意見書(案)

北海道電力泊原発の3号機が5月5日定期点検のため停止し、全国に50基ある原発が全て停止する事態となりました。

東日本大震災で大きな被害を受け、全ての電源が途絶えて原子炉の冷却ができなくなり、建屋なども爆発して外部に放射性物質が拡散した福島第1原発は、事故から1年以上たっても炉心の状況さえわからない深刻な状況です。放射性物質の拡散は広範囲に及び、福島県内では未だに16万人が避難生活を続けており、事故が起きれば取り返しのつかない大きな被害をもたらす危険を浮き彫りにしています。

野田政権と電力業界は、電力不足を理由に原発を再稼働させようと、ストレステストや「安全基準」をパスすれば安全は確保されるとしてきましたが、福島原発の事故さえ究明され尽くされていないのに、どんな対策をとれば安全かなどといえるはずがありません。新聞の世論調査では、過半数の国民が再稼働に反対の意思表示をし、稼働する原発がなくなって、今年の夏電力不足が生じて、7割を超える国民が我慢できると答えています。

原子力発電はもともと技術的に未完成で、現在の水準では「安全な」原発は実現不可能です。

よって政府は、国民世論の動向に鑑み、原発からの撤退を決断し、資金や技術を自然エネルギーの導入や省エネ開発に振り向けるべきことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年6月14日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

---

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

T P P 交渉参加に向けての協議からの撤退を求める意見書(案)

昨年11月、野田佳彦首相がハワイのホノルルで開かれたアジア太平洋経済協力会議(A P E C)首脳会議で、環太平洋連携協定(T P P)交渉に参加するため、関係国と協議に入ると表明してから半年が過ぎました。この間のT P P参加9カ国との協議では、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドを除く6カ国から日本の参加を認める意向が示されたといわれ、現在アメリカなどとの協議が続いています。その中で明らかになったのは、「関税撤廃に例外を認めない」のがT P Pの基本であるということです。

食料・農業・医療・公共事業など大部分の交渉内容はこれまで危険性が指摘されてきたとおりです。同時に最近の報道では、保険、自動車、牛肉の3分野での日本の譲歩を求めているといわれています。アメリカ側が「保険問題に対処しない限り、日本のT P P交渉への参加は認めない」と述べたとも報じられた(「読売新聞」4月20日付)。

これらの事実は、T P P参加は国の主権を侵害し、国民の暮らしにも、経済発展にも障害となるものであることを示しています。

一方、「交渉内容は4年間秘密にする」という約束事があることもニュージーランド政府の公文書で明らかになりました。

野田首相は、“説明責任をはたし、十分な国民的議論で決める”といっても、国民にも国会にも公開されないものを判断できません。

関税撤廃による国内産業、国民生活にとって重大な影響を及ぼすことはすでに明らかとなっています。

よって政府は、T P P交渉参加に向けた協議を打ち切り、交渉に参加しないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年6月14日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書（案）

衆議院厚生労働委員会は4月18日、わずか3時間の審議で障害者総合福祉法（実質的な障害者自立支援法の一部改正）を採択し、衆議院本会議では討論なしで採択・通過させ、法案は参議院に送られました。

しかも、障害者自立支援違憲訴訟弁護団と国との間で「2013年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合福祉法制を実施する」旨確約した「基本合意」を一方向的に反故にすただけでなく、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において取りまとめられた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下「骨格提言」という）をも無視する障害者自立支援法の一部「改正」としかいえないものであります。

「骨格提言」は、障害者を保護の対象から権利の主体へ転換することや、障害者支援を「社会的・公的な責任に切り替える」ことなどを理念に打ち出す重要なものでした。障害者権利条約と「基本合意」を基礎にして『障害のない市民との平等と公正』『制度の谷間や空白の解消』『ニーズにあった支援サービス』『安定した予算の確保』など今後の障害者福祉の進むべき方向も具体的に示したものであります。

障害の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障害者が自ら選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには「骨格提言」に沿って障害者総合福祉法（仮称）を着実かつ速やかに立法化する必要があります。

こうした状況を考慮し、現行法の一部改正に留まることなく徹底した審議を重ね、障害者総合福祉法（仮称）を早期に成立させるよう強く要望します。

1. 障害者総合福祉法（仮称）に当たり、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させること。
2. 制度を円滑にすすめるための地方自治体の財源について配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年6月14日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣



(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

介護保険制度の見直しを求める意見書(案)

4月に改定された介護報酬の矛盾が、早くも表面化しています。

政府は介護報酬改定で、ヘルパーが訪問しておこなう買い物や調理、掃除、洗濯など、生活援助の時間区分を、これまでの「30分以上60分未満」「60分以上」から、「20分以上45分未満」「45分以上」などに短縮し、報酬単価を引き下げました。

このため、事業者が一律にサービスの時間を短縮して、利用者から抗議が寄せられた自治体では、事業者に指導通知を出し是正させるところも出ています。

政府は、従来の方の時間のサービス提供は可能という見解を出しましたが、現場に混乱を持ち込み、サービス時間の短縮、介護報酬切り下げの撤回がなければ、抜本的な改善ははかれません。

生活援助は、ヘルパーと一緒に調理をすることなどで、利用者の自立支援と要介護度の悪化防止の効果がある重要なサービスであり、一律の時間短縮は利用者の自立支援を損なうものとして不適切なことは、すでに明らかです。

よって政府は、利用者が必要なサービスを受けられない事態を早急に改善するために、生活援助の時間短縮と介護報酬の上限引き下げを撤回すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年6月14日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣

○議長(山崎数彦君) これより、意見書案第9号消費税増税の撤回を求める意見書(案)について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第9号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山崎数彦君) 起立多数であります。

したがって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第10号原発からの撤退を決断し、自然エネルギーへの転換を求める意見書(案)について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第10号について、起立による採決をいたします。  
ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第11号T P P交渉参加に向けての協議からの撤退を求める意見書（案）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第11号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認め、したがって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第12号障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書（案）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第12号について、起立による採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第13号介護保険制度の見直しを求める意見書（案）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第13号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

## 意見書案第14号

○議長（山崎数彦君） 日程第11 意見書案第14号住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） ー登壇ー

意見書案第14号住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げの省略をいたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書（案）

現代社会における住民のくらしにとって、交通と運輸が果たしている役割は極めて重大であり、「衣食住」に並ぶほどの社会生活の基本要素といえます。従って、安全・安心に移動することは国民の基本的な人権のひとつであり、その交通・運輸が安全・安心に営まれるように指導・監督するのが行政の役割です。

平成22年6月22日に政府は「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関について原則廃止の方針を打ち出し、国土交通省の地方運輸局もその対象の一つとしています。地方運輸局は、ご存知のとおり国土交通省の出先機関として、地方ブロックごとに設置されており、その出先として各県ごとの地方運輸支局と行政需要の顕著な場所に自動車検査登録事務所や海事事務所が設置され、地方における交通・運輸にかかわる行政を行っています。

こうしたなかで、平成23年3月11日に発生した東日本大震災にかかわっては、東北地方の出先機関で働く職員のみならず、全国の出先機関から派遣された職員とともに、本省（国土交通省）と一体となって被災地支援・復興にむけ全力でとりくんでいます。今回の大震災にみられるように、国民の生命を守り、暮らしの安心と安全を確保することは国の責任であり、同時に、国と地方のそれぞれが責任を持ち役割を果たすことによって、国民の生命と人権を守ることができるものと考えます。

行政をどこが担うか考えるとき、住民の安全・安心なくらしにとって相応しいのはどこなのかが重要な視点となります。大綱が示すように、住民にとって地方自治体が最も近い行政組織であることに異論は無いものの、自治体の区域を超えて移動する自動車、鉄道、船舶、航空などを対象とする行政にあっては、地方自治体が行うよりも国の方が効率的、効果的に担えるのは明らかと言えます。

そもそも、交通運輸行政は地方と国の二重行政とはなっておらず、国土交通省が唯一の交通運輸行政組織であり、基本的な人権たる移動する権利を国の責任で保障するためには、中央の国土交通省と出先機関である地方運輸局が一体となって行政を実施することは勿論、住民の安

全・安心な交通と運輸を確保するためには地方運輸局の充実こそ必要といえます。

つきましては、下記の事項について実現されるよう要望します。

#### 記

1. 震災復興と被災地対策をはじめ、住民の安全・安心な交通運輸を支える行政は、国が責任をもって直接実施すること。
2. 住民のための交通運輸行政を確立するために、国の出先機関である地方運輸局を充実すること。
3. 広大な北海道の交通・運輸行政を充実するために、運輸支局を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年6月14日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第14号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。

#### 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（山崎数彦君） 日程第12 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第99条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

#### 閉 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

これもちまして、平成24年度歌志内市議会第2回定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでした。

(午前11時56分 閉会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      山      崎      数      彦

署名議員      下      山      則      義

署名議員      女      鹿              聡